

## さかわプレミアム付商品券取扱店舗募集要領

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、町内の多くの事業者や消費者は大きなダメージを受けています。このような中、地元経済を活性化するため、低迷する地元消費を喚起し、消費者の生活支援のため、昨年に続きプレミアム付商品券の発行事業を実施することとしました。つきましては、プレミアム付商品券を発行するにあたり、同商品券の取扱店舗を募集します。

### 1. さかわプレミアム付商品券事業の概要

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 商品券の名称 | さかわプレミアム商品券  |
| (2) 発行者    | 佐川町商工会   |
| (3) 対象者    | 佐川町民   |
| (4) 額面     | 1冊につき7,500円分(500円券×15枚)を5,000円で販売<br>(内訳)7500円のうち<br>・2,500円分(500円×5枚)は、取扱加盟店すべてで利用可能。<br>・5,000円分(500円×10枚)は、量販店等を除く取扱加盟店で利用可能。<br>※販売数 12,000冊 |

#### (量販店等について)

昨年度、取扱店舗登録ができなかった量販店等においても今年度は、1冊15枚中、500円×5枚は利用を可能とし、取扱店舗登録が可能。

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| (5) 購入申込 | 1人1回限りとし10冊を上限           |
| (6) 販売期間 | 令和3年9月1日(水)～令和3年11月1日(月) |
| (7) 販売場所 | 佐川町商工会                   |
| (8) 使用期間 | 令和3年9月1日(水)～令和4年1月31日(月) |

### 2. 商品券の使用対象とならないもの

本商品券は、次に掲げる物品又は役務の提供を受けるためには使用することができません。

- (1) 不動産や金融商品、出資など資産形成に当たるもの

- (2) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定するたばこの小売販売
- (3) 換金性の高いもの（商品券、プリペイドカード、ビール券、切手等）
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国や地方公共団体への支払い
- (6) その他、佐川町長が商品券の利用対象として適当と認めないもの

### 3. 取扱店舗の申込ができない事業所

- (1) 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に該当する営業を行っているもの
- (2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という）が営業を行っているもの
- (4) 上記2.「商品券の使用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等

### 4. 取扱店舗の責務等

- (1) 商品券を利用できる店舗であることを明確にするため、取扱店舗表示グッズを利用者に分かりやすい場所に掲示すること
- (2) 利用者から受け取った商品券の裏面に店舗名等を必ず押印又は記入すること
- (3) 他店舗名の押印又は記入済みの商品券は、受取を拒否すること
- (4) 商品券を受け取る際には、見本と相違ないか確認し、明らかに偽造された商品券であると判別できる場合は、商品券の受取を拒否するとともに、速やかに、佐川町商工会（☎22-0053）に報告すること
- (5) 商品券は転売、譲渡、交換、再利用及び換金しないこと
- (6) 商品券額面以下の利用であっても、釣銭は渡さないこと
- (7) 商品券の盗難、紛失、滅失又は偽造、模造等による取扱店舗に係る被害は、当該事業所が負うものとする
- (8) 商品券の第三者への譲渡が疑われる場合は、佐川町商工会に連絡し、商品券の使用の可否を検討すること

- (9) 佐川町商工会及びその他当該事業に係る関係者の事業運営に協力すること
- (10) 募集要領に違反する行為を行ったときは、取扱の登録を取り消すことがある

## 5. 申込方法等

### (1) 申込方法

取扱店舗の登録を希望される事業者は、この募集要項の内容に同意のうえ、「佐川町プレミアム付き商品券取扱店舗登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入捺印し、佐川町商工会まで郵送又は持参してください。

### (2) 提出書類等

- ① 取扱店舗登録申請書兼誓約書
- ② 四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、高知県農業協同組合の中で「商品券換金振込先」を指定して、その金融機関の預金通帳のコピー（金融機関、預金種目、口座番号、口座名義人が確認できる面）
- ③ その他、物品の販売又は役務の提供を行っている事業者である旨を確認させていただく場合があります。

### (3) 募集期間

令和3年6月28日（月）～令和3年12月28日（火）

ただし、

- ・令和3年7月9日（金）までに登録された場合は、チケット購入者募集チラシへ店舗が掲載されます。
- ・令和3年7月30日（金）までに登録された場合は、商品券発売開始日にお渡しする取扱店一覧表に店舗が掲載されます。

## 6. 換金手続き

物品の販売又は役務の提供などの取引において商品券を受け取った取扱店舗は、次の要領で換金を申し出ることができる。

- (1) 取扱店舗は、商品券、「取扱店舗登録証」及び「商品券換金申込書」を上記、5(2)②の「商品券換金振込先」で指定した金融機関に持参し、その場で相互に枚数を確認する。

- (2) 金融機関はその指定口座に入金する。

### (3) 換金請求期間

令和3年9月1日（水）～令和4年2月28日（月）

※ 土日祝日、12月31日～1月3日は除く